

独立行政法人都市再生機構の平成 28 事業年度評価結果の主要な反映状況

※独立行政法人通則法第 28 条の 4（評価結果の取扱い等）の規定に基づく公表資料

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定めた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、主務大臣である国土交通大臣による平成 28 年度の総合評定が「B」の評価であったこと等を踏まえ、役員の解任等を行わなかった。
----------	--

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	28 事業年度評価における主な指摘事項	平成 29 及び 30 年度の運営、予算への反映状況
法人全体に対する評価	○ 入札及び契約業務において 2 件の内規違反が発生しており、機構において二度とこうした事態が発生しないよう再発を防止するための措置を講じているが、引き続き効果等を検証していく必要がある。	○ 平成 29 年度においては、過年度に入札及び契約に関する内規違反事案が発生したことを受け、以下の再発防止策を実施した。 ・ 契約手続きに係るマニュアル類の整備 ・ 不正行為を未然に防止するための入札手続の見直し ・ 規範意識の向上を図るための研修の実施 ・ 役職員が取るべき具体的な対応等を記載した「発注者綱紀保持規程」等の周知 ・ 入札・契約監視機能の強化 ・ 契約審査業務の体制強化 上記研修の受講者にアンケート及び理解度テストを実施して効果測定を行うとともに課題等を把握し、平成 30 年度の研修計画に反映した。 平成 30 年度年度計画においては、不正行為を未然に防止するための上記再発防止策の徹底に引き続き取り組むこととしており、研

		修の受講者への効果測定等についても引き続き取り組んでいるところ。
国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	(防災性向上による安全・安心なまちづくり) ○ 災害対応については、UR の重要な役割と考えられることから、地元からの要望を受けての取り組みのみならず、あらかじめどのような災害であればURとして積極的に災害復興に取り組むか検討しておくことを希望する。 (超高齢社会に対応した住まい・コミュニティの形成) ○ 地域医療福祉拠点の形成について、新たに39団地での着手は高く評価する。一方の着手済み団地のうちの拠点形成6団地についてはやや数値が見劣りするので、一層の努力を期待する。	○ 地震・津波等の大規模災害に備え、平成29年度は被災地の復旧復興支援に関してあり方の検討を行った。また地方公共団体の要請に応じて、被災建築物応急危険度判定コーディネーター養成に係る講習会を実施した。 平成30年度年度計画においては、地震・津波等の大規模災害に備え地方公共団体を支援する体制を強化することとしており、災害対応に係る体制強化を図ると共に、初動期体制を速やかに構築することとした。また、要請に応じて地方公共団体等への講習を行うこととしている。 ○ 機構では、高齢化の進行に対応するため、スピード感を持って地域医療福祉拠点化の取組を推進し、着手・形成とも目標を上回るペースで進めてきたところ。平成29年度は、計画の8団地程度を上回る18団地で形成に至った。 平成30年度年度計画においては、25団地程度で拠点の形成を目指すとともに、新たに20団地程度において形成に着手・推進することとしている。今後着手する団地については、これまで以上に綿密な連携が必要になると予想されるが、中期計画及び住生活基本計画の目標達成に向け、引き続き地域医療福祉拠点化に向けた取組を推進しているところ。

	(東日本大震災からの復興に係る業務の実施) ○ CM方式については、これまでに蓄積したノウハウの上に、さらに事業完了段階におけるCM業務の契約完了に関する運用方法の整理を実施するなどの取り組みが行われ、さらにURノウハウを進化させている。今後もこれらの取り組みを加速させ、震災からの復興の加速と、また別の面ではCM方式を通して培ったノウハウの承継や人材育成に繋げていただきたい。 (地域住民・地方公共団体等との緊密な連携推進) ○ まちづくりには住民と自治体との信頼関係や情報共有が不可欠であり、目標に沿って着実に成果をあげている。意見交換の種類や意見交換によって実現したことなど、今後は定性的な部分も評価に組み入れる必要があると思われる。	○ 平成 29 年度においては、工事の完了とまちの概成を迎える段階に合わせ、CM 方式を導入した全ての地区 (12 市町 19 地区) の現場実務者 (CMR 及び UR 職員) と導入の効果、課題等について意見交換会を実施。これらの成果を活用し、学識経験者、国土交通省、業界団体、UR で構成する「マネジメントを活用した事業推進検討会」において、工期・コスト・安全・品質の観点から導入効果、課題、限界等をノウハウ集として取りまとめ、平成 30 年度には報告書として公表し、今後の大規模災害時等の活用を目指す。 また、同年度には、社内研修はもとより、外部の土木学会建設マネジメント委員会や和歌山県の検討会に参画し事例紹介等を実施。平成 30 年度も引き続き着実な事業実施と早期復興のノウハウの承継や人材育成に努める。 ○ 平成 29 年度は、特に国土交通省及び内閣府による地方再生のモデル都市 (32 都市) の選定に当たって、支援を希望する 54 都市への国の現地調査やヒアリングに同行し、地方公共団体が抱えるまちづくり上の課題等について情報交換を行った。 平成 30 年度年度計画においては、引き続き地域住民・地方公共団体等とのコミュニケーションの機会を積極的に設けることとしている。上記で選定された 32 都市を含め、地方都市には機構のコーディネートによる支援意向を持つ都市もあり、平成 30 年度は上記で選定された全ての都市と情報交換を継続するとともに、地方におけるまちづくりの取組を積極的に支援する。
--	--	---

	(都市開発の海外展開支援) ○海外展開支援については、UR が蓄積してきたノウハウを国際協力という形で活かせる領域であり、わが国のインフラ輸出策とも関連して、海外における日系民間企業との連携・協力に一層取り組まれない。 ○着実に成果をあげていると認められる。UR の今後の活動として、海外展開のための準備をしっかりと進めていただきたい。	○ 平成 29 年度は、これまで蓄積してきた都市開発及び住宅整備のノウハウ等を活用し、海外エコシティプロジェクト協議会の事務局運営を通じて、我が国事業者等の海外での都市開発案件等の獲得に向け、連携体制構築支援を行った。その結果、中国での都市開発プロジェクトチームの組成に至った。 ○ また、新興国等に対する技術的、人的支援としては、4 件の受託業務を実施した。(上記事務局業務、研修業務を除く。) ○ 平成 30 年度年度計画においては、引き続き官民が連携して進める都市開発の海外展開を支援することとしている。 ○ 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成 30 年法律第 40 号)が成立したことに伴い、同法第 6 条に基づき、国土交通大臣が定める基本的な方針に従い、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に取り組む。 ○ 具体的には、機構の公的性格やこれまで蓄積してきた都市開発のノウハウ等を活用して、案件形成の最上流段階から関与して地区開発マスタープランを策定するなどの業務を行うほか、我が国事業者等の連携体制構築支援や海外展開に当たっての技術支援、専門家派遣等の人的支援を行い、我が国事業者による海外における都市開発事業への参入を促進するための環境を整備する。また、そのために必要な人材の確保・育成を図る。
業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	(内部統制の適切な運用) ○ コンプライアンスは、個々のモラルの問題もあるが、組織全体としての取り組みが必要で、未然防止に引き続き務めていただきたい。	○ 平成 29 年度は、コンプライアンス違反の未然防止に向けて、具体的なコンプライアンス違反事例を題材にした研修や外部講師を招いた講演を実施するとともに、イントラネット学習システムを活

	(入札及び契約の適正化の推進) ○ 入札 及び契約業務にかかる 2 件の内規違反について、機構において二度とこうした事態が発生しないよう再発を防止するための措置を講じているが、引き続き効果等を検証していく必要がある ○ 入札及び契約手続きに係る内規違反事案とはいうものの、同じニュータウン事業における一昨年に続いての不祥事であり、ともかくしっかりと再発防止策に取り組んでいただきたい。 ○ 技術提案書の評価点および予定価格に関する情報の事前の事業者への教示は、かなり深刻なコンプライアンス違反案件であり、再発防止の効果検証が必要であるとする。 ○ 組織全体としての取り組みが必要で、仕組みを見直すことで未然防止に引き続き務めていただきたい。	用したコンプライアンスに関する一問一答を全役職員を対象に実施した。また、イントラネット及び研修を活用してコンプライアンス相談窓口の周知を図った。 平成 30 年度年度計画においては、引き続き組織全体でコンプライアンス等に係る職員の意識向上、周知徹底等を図っていくこととしており、コンプライアンス研修等の実施やコンプライアンス相談窓口の周知を図ることにより、コンプライアンス違反の未然防止に務めていく。 ○ 平成 29 年度においては、過年度に入札及び契約に関する内規違反事案が発生したことを受け、以下の再発防止策を実施した。 ・ 契約手続きに係るマニュアル類の整備 ・ 不正行為を未然に防止するための入札手続の見直し ・ 規範意識の向上を図るための研修の実施 ・ 役職員が取るべき具体的な対応等を記載した「発注者綱紀保持規程」等の周知 ・ 入札・契約監視機能の強化 ・ 契約審査業務の体制強化 上記研修の受講者にアンケート及び理解度テストを実施して効果測定を行うとともに課題等を把握し、平成 30 年度の研修計画に反映した。 平成 30 年度年度計画においては、不正行為を未然に防止するための上記の再発防止策の徹底に引き続き取り組むこととしており、研修の受講者への効果測定等についても引き続き取り組んでいる
--	--	---

	(人事に関する計画) ○ 着実に計画通り成果をあげていると認められる。今後は、職員の間でノウハウが確実に伝達されるよう、長期の視点から人材育成と働き方の改革を進めていただきたい。	ところ。(再掲) ○ 計画策定から契約・執行まで事業全体をマネジメントする能力のある人材の維持・育成に加え、専門的技術力・ノウハウや民間の経営・マネジメント手法、財務会計知識の修得等を目的とした研修等の実施、民間出身の職員の活用拡大等により、機構の抱える経営課題や目標に対して、自立的に取り組む人材の育成・活用に努めることとしている。平成 30 年度年度計画においても、機構の中期計画で定める業務上、経営上の目標の達成のために必要な人材育成を行うこととしている。 ○ 働き方改革の推進については、業務効率化及び職員のワーク・ライフ・バランス向上に向けてテレワーク推進等に取り組んでいる。具体的には、平成 30 年 5 月より始業時刻変更(時差出勤)制度を導入するとともに、システムにおける対応も含め、働く時間と場所の柔軟化を推進することとしている。
--	---	---